

令和5年8月3日（木）4日（金）

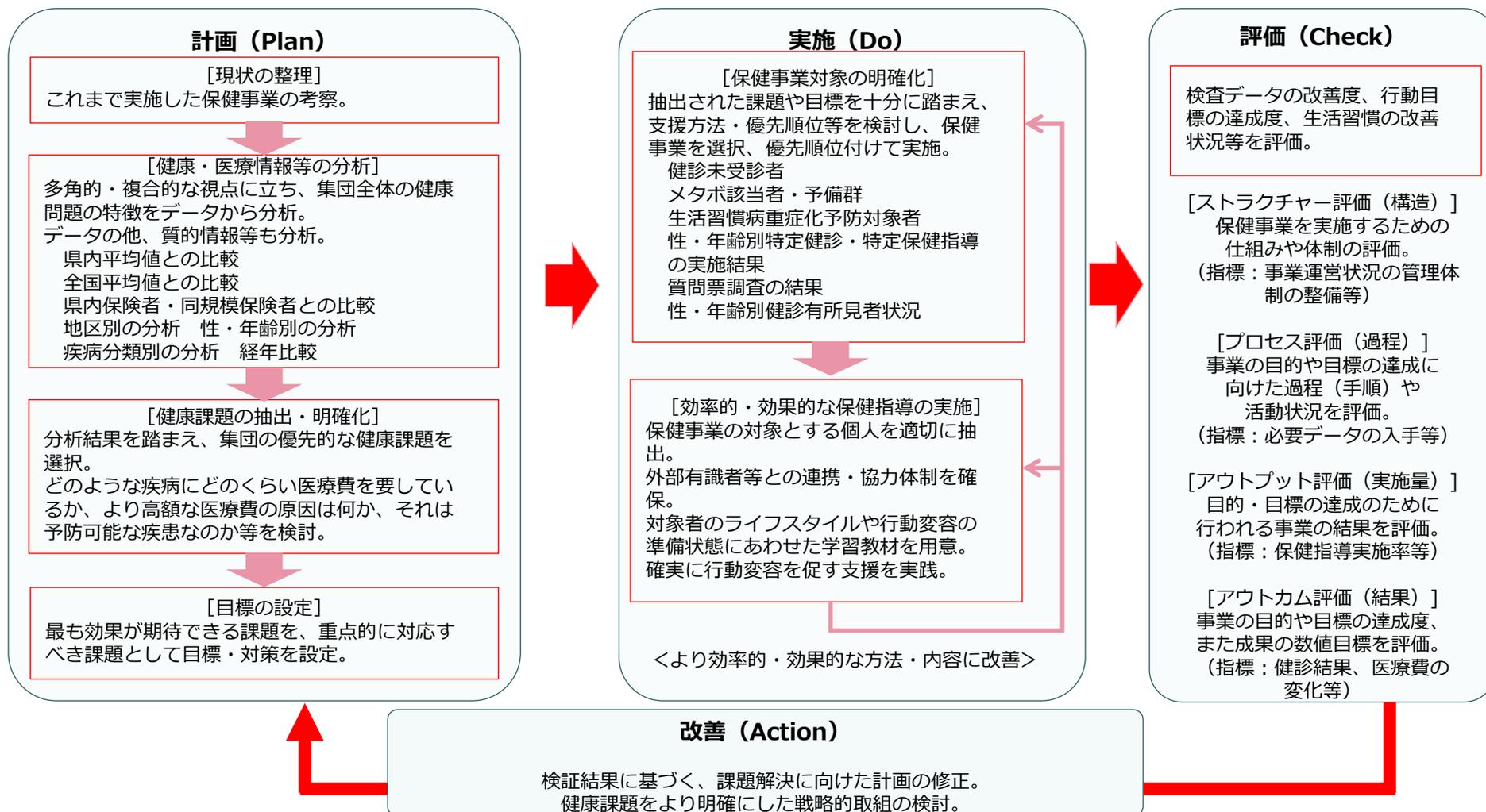
令和5年度保健師中央会議

参考資料 1

「国民健康保険保健事業の実施計画（データヘルス計画） 策定の手引き」の改定について

「データヘルス計画」の概要

- レセプト・健診情報等のデータの分析に基づく、効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画。
- ※ 計画の策定にあたって、電子化された健康・医療情報を分析し、被保険者等の健康課題を明確にした上で、事業の企画を行う。



データヘルス計画の経緯

年度	関連事項
平成20年度	特定健康診査等の導入に伴い、 健診結果等データの電子的管理。
平成25年6月	「日本再興戦略」【閣議決定】 「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく 加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。 」
平成27年度～平成29年度	「第1期データヘルス計画」期間
平成30年度～令和5年度	「第2期データヘルス計画」期間
令和2年7月	「経済財政運営と改革の基本方針2020」（骨太方針2020）【閣議決定】 「保険者のデータヘルス計画の 標準化等の取組を推進する。 」
令和3年12月	・「新経済・財政再生計画 改革工程表2021」【経済財政諮問会議】 「保険者が策定するデータヘルス計画の 手引きの改訂等を検討するとともに、当該計画の標準化の進展にあたり、保険者共通の評価指標やアウトカムベースでの適切なKPIの設定を推進する。 」
令和4年12月	・「新経済・財政再生計画 改革工程表2022」【経済財政諮問会議】 上記の「 手引きの改訂等を検討する 」を「 手引きの改訂等を行う 」に修正したのみで、他は同一の記載。
令和6年度～令和11年度	「第3期データヘルス計画」期間

国民健康保険保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引き

○ 令和6年度からの第3期データヘルス計画の策定に向けて、有識者検討会で議論を行い、計画の標準化、共通の評価指標、留意点等について整理し、令和5年5月18日に改正。

1. 計画の基本的事項

○ 計画の目的及び位置付け

- ・ データヘルス計画とは、被保険者の健康の保持増進に資することを目的として、保険者が効果的・効率的な保健事業の実施を図るため、レセデータ等の健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿って運用する。
- ・ 計画は、健康増進法に基づく基本方針を踏まえるとともに、都道府県医療費適正化計画、特定健康診査等実施計画等と調和のとれたものとする必要がある。

2. 標準化の推進

① 標準化の利点

ア. 保険者（主に市町村国保）

- ・ 都道府県内で共通の評価指標を設定することにより、域内保険者において経年的にモニタリングできるようになり、他の保険者と比較したり、自保険者の客観的な状況を把握したりすることができる。
- ・ 地域の健康状況や健康課題の分析方法、計画策定、評価等の一連の流れを共通化することで、これらの業務負担を軽減することができる。

イ. 都道府県、保健所、国保連、支援・評価委員会

- ・ 都道府県が、域内の健康課題の分析結果や共通の評価指標を含む健康づくり施策の方向性を保険者等に示すことによって、都道府県と保険者等とが共通の認識を持つことができ、域内の保険者が、一定の方向性を持って、保健事業を展開することができる。
- ・ 被保険者の健康状態や健康課題の状況を俯瞰的、客観的に把握することができ、保険者への支援や助言を的確化、効率化することができる。

② 取り組むべき事項

- ・ 都道府県、国保連等は、域内の保険者が策定した計画を収集、分析、評価し、その結果を都道府県が行う国保保健事業等や保険者支援等に反映させる。
- ・ 域内保険者が把握すべき共通の情報については、都道府県が地域の実情を踏まえて決定する。共通の様式例（略）を例示する。
- ・ 共通の評価指標を設定するにあたっては、計画の策定等に必要のものであり、かつKDBシステムから算出できるものや他計画等で把握すべき指標等、可能な限り、保険者が情報収集しやすいものとする。
- ・ 共通の評価指標は、都道府県と域内保険者とが相談の上、設定するものであるが、共通の評価指標例（略）を例示する。
- ・ 計画の標準化は、保険者の健康課題を効果的・効率的に解決するために行うものであり、各保険者において最低限把握すべき情報や評価指標等を統一するものである。

3. 保険者及び関係者が果たすべき役割

① 市町村国保、国保組合の役割

ア. 健康課題の分析、計画の策定、保健事業の実施及び評価

- ・ 保険者の健康課題の分析や計画の策定、保健事業の実施、評価等は、保健衛生部局等の関係部局や都道府県、保健所、国保連等の関係機関の協力を得て、国保部局が主体となって行う。

イ. 市町村内の連携体制の確保

ウ. 国保部局の体制の確保

エ. 関係機関との連携

- ・ 計画の実効性を高めるためには、関係機関との連携・協力が重要であり、共同保険者である都道府県のほか、国保連や支援・評価委員会、保健医療関係者、保険者協議会、広域連合、他の医療保険者、大学等の社会資源等と連携・協力する。

国民健康保険保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引き

② 都道府県(国保部局)の役割

- ・ 被保険者の健康の保持増進のために、関係機関との連絡調整や専門職の派遣や助言等の技術的な支援、情報提供等を通じて、積極的に保険者を支援する。
- ・ 広域的な観点から都道府県の健康課題や保健事業の実施状況等を把握、分析し、これらを保険者に提示し、保険者が都道府県や保険者ごとの健康課題に対応した効果的・効率的な保健事業を実施することができるよう、保健所や国保連と連携して、保険者に対して必要な助言や支援を積極的に行う。

③ 都道府県(保健衛生部局)の役割

- ・ 保健衛生部局は、都道府県の健康づくり施策を担っていることを踏まえ、国保部局の求めに応じて、保健師等の専門職が技術的な支援を行う。

④ 保健所の役割

- ・ 保健所は、都道府県、国保連、保健医療関係者と連携、調整して、地域の社会資源の状況等を踏まえたうえで、地域の实情に応じた保険者支援を行う。
- ・ 保健所は、個別相談会の開催や保健所に配置されている保健師等の専門職による助言等を通して、市町村を支援する。特に、被保険者数の少ない市町村や、保健師等の専門職の配置が少ない市町村に対しては、健康課題等の分析や計画策定、評価等について、市町村の専門職と保健所の専門職とが協力して取り組むなど、市町村ごとの支援の必要性を踏まえたうえで保険者支援を行う。

⑤-1 国保連及び支援・評価委員会の役割

- ・ 計画の策定等の一連の流れに対して、保険者を支援する。支援に当たっては、都道府県の方針を踏まえたうえで計画立案の考え方や評価指標の設定の考え方などを提示するなど、保険者や地域の特性を踏まえて支援する。また、保険者を支援する立場にある都道府県との積極的な連携に努める。
- ・ 国保連は、KDBシステム等を活用し、健康・医療情報を分析し、分析結果やその活用方法等を都道府県や保険者に提供する。
- ・ 支援・評価委員会は、計画の策定支援や個別の保健事業の実施支援等の実績を踏まえ、これまでの支援経験や構成員の幅広い専門的知見を活用して、保険者への支援等を積極的に行う。

⑤-2 国保中央会の役割

- ・ 国保中央会は、KDBシステムの運用・改善やヘルスサポート事業等により、国保連や支援・評価委員会の支援を通して、保険者を支援する。
- ・ 国保中央会は、国保連等が行った支援や助言内容等を収集、分析し、優良な取組について横展開を図る。

⑥ 後期高齢者医療広域連合の役割

- ・ 計画策定の過程においては、構成市町村別の状況について把握し、75歳以上の健診・レセプト情報等を自らの現状分析に活用することはもとより、市町村国保が地域の世代間の疾病構造や医療費等の動向を連続して把握することができるよう、市町村国保と必要な情報の共有を図るよう努める。

⑦ 保健医療関係者の役割

- ・ 計画策定時だけでなく、保健事業の実施や評価、保健事業の業務に従事する者の人材育成等においても、保険者等の求めに応じ、保健医療に係る専門的見地から、保険者への支援等を積極的に行う。

4-1. 計画に記載すべき事項と留意点(市町村国保)

- ・ 保険者や地域の实情に応じて、創意工夫の上、計画を策定する。
- ・ 市町村国保には、退職や転職等に伴う被用者保険からの加入者が多く、前期高齢者の被保険者の割合が高い傾向にあることを踏まえ、年齢層に応じた健康課題の抽出、保健事業の展開が必要であり、また、各項目はそれぞれが独立したものではなく相互に関係していることを認識する。

(1) 基本的事項

- ・ 国指針等を踏まえ、計画策定の趣旨や背景、目的等について分かりやすく記載する。
- ・ 計画期間は、他の保健医療関係の法定計画との整合性を考慮(令和6年度から11年度までを基本)する。

国民健康保険保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引き

(2)現状の整理

- ・ 被保険者の年齢構成、性別などのデータを把握し、被保険者がどのような特徴を持つ集団であるかを記載する。
- ・ 保健事業の実施状況、目標の達成状況等を評価するとともに、達成できた要因及び達成が困難であった要因を分析する等、前期の計画全般について考察を行う。

(3)健康・医療情報等の分析・分析結果に基づく健康課題の抽出

ア. 健康・医療情報の分析

- ・ 被保険者の健康状況(健診データ(質問票を含む)、レセプトデータ、介護データ、その他の統計データ)に係る全体像を把握するが、これらのデータを組み合わせたり、他の統計も活用したりすること等により、多角的・複合的な視点に立った分析を行うことが望ましい。
- ・ 生活習慣病の重症化予防に加え、高齢者の特性を考慮したデータ分析・課題の抽出を行うほか、健診の未受診の理由を分析するなど、課題の解決に資するデータ分析を行う。
- ・ KDBシステム等を活用し、同規模保険者と比較する、都道府県平均や全国平均のデータと比較をする、経年比較や将来推計を行う等の比較分析を行う、日常生活圏域ごとに分析を行うほか、多角的・複合的に社会環境を把握するツールとして、日常生活圏域単位での現状分析、課題抽出、地域資源や社会資源の把握等が出来る「地域包括ケア「見える化」システム」、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果等を活用することも有用である。

イ. 健康課題の抽出・明確化

- ・ 上記の分析結果に基づき、健康課題を抽出・明確化し、関係者と共有する。
- ・ 健康課題の抽出・明確化のための分析としては、疾病間の比較(死亡や医療費に占める割合が高い疾病等)、地域間の比較(全国、都道府県内、他の保険者との比較、保険者内の地域間の比較等)、時間による比較(悪化・改善している指標等)、目標値との比較等が有用である。
- ・ 抽出した健康課題について、前期計画で取り組んでいる事業の状況や予算を含めた保険者の保健事業実施体制等を踏まえて、優先して解決を目指す健康課題を選定し優先順位を決める。
- ・ 優先順位を決めるにあたっては、健康増進法に基づく基本方針や国保保健事業実施指針等で示される国全体の健康づくり施策の方向性を踏まえるとともに、既存の保健事業の実施状況や保険者の実施体制等のほかに、①当該健康課題が他の健康課題と比較して被保険者の健康に及ぼす影響の大きさ、②保健事業による課題の解決に向けた効果の程度、等を踏まえて決定する。

(4)データヘルス計画(保健事業全体)の目的、目標、目標を達成するための戦略

ア. データヘルス計画(保健事業全体)の目的の設定

- ・ 目的は、計画の策定により数年後に実現しているべき「改善された状態」や、被保険者に期待する変化を示すものであり、抽出された健康課題と対応して設定する。

イ. データヘルス計画(保健事業全体)の目標の設定

- ・ 目標は、健康課題と対応して設定した目的に到達するため、各年度、計画の中間年度等といった経過ごと、異なる視点ごと等に設定し、目標値には、理想として目指したい値(期待値)、一応満足できる値(充足値)、最低限達成すべき値(限界値)の3種類の考え方があり、ひとつの計画の中で指標によって混在して設定する場合も多い。
- ・ 目標には、短期的な目標と中長期的な目標を設定し、中長期的な目標は、計画の最終年度までに達成を目指す目標を設定する。
- ・ 短期的な目標は、原則として年度ごとに、中長期的な目標を達成するために必要な保健事業等について、実施状況に関する目標や達成度合に関する目標を設定する。
- ・ ストラクチャーやプロセスについては、評価指標を用いた目標の設定は必ずしも必須ではないが、進捗管理や計画の評価、計画の見直し等にあたっては、これらについても検証が必要になるので、評価することができるように目標を設定する。
- ・ 抽出された健康課題や保健事業全体の目標、目的を踏まえて、健康課題を解決し目標を達成するための戦略を設定する。

国民健康保険保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引き

(5)健康課題を解決するための個別の保健事業

ア. 計画に記載する保健事業の選択・優先順位付け等

- 健康課題や目標を十分に踏まえて、全ての保険者が取り組むべき保健事業に加えて、幅広い内容の保健指導、非肥満者への保健指導、重複・頻回受診者対策、重複・多剤服薬者対策など、保健事業を選択・優先順位付けする。
- 保健事業の選択・優先順位付けは、解決すべき健康課題に対応しているか、費用対効果、影響する人数が多いか否か(対象者の規模)、予防可能な疾病か、改善可能性が高いか、緊急性があるか、地域特性や社会環境を踏まえたものか等を考慮して決定する。
- 75歳に達すると後期高齢者医療制度の被保険者となることを踏まえ、前期高齢者の多くが加入する市町村国保においても、地域包括ケアシステムの構築に向けて、広域連合とも連携しつつ健康・医療情報等の共有・分析を進め、生活習慣病の重症化予防に加え、高齢者の特性を踏まえた、保健事業の選択を行うよう努める。
- また、令和2年度以降、広域連合と市町村は一体的実施を開始しているため、市町村における保健事業の実施を検討する際には、75歳以上の高齢者に対する課題や目標について、広域連合と共有したうえで、検討を進めることが重要である。併せて、後期高齢者データヘルス計画における一体的実施に係る記載を中心に、課題や目標等について確認する。

イ. 個別の保健事業に係る目的、目標、評価指標の設定、実施内容等の明確化

- 計画に盛り込む個別の保健事業については、事業内容を評価可能なものとするとともに、同様の健康課題を抱える保険者との取組の比較が可能となるよう、保健事業ごとに「目的」、「目標」、「評価指標」、「対象者」、「事業内容」、「実施方法」、「評価体制・方法」、「実施体制」、「実施スケジュール」、「実施期間」、「実施場所」等を整理し、計画に記載し、目標の設定は、保健事業全体の目標設定と同様に、短期的な目標、中長期的な目標を設定する。
- 評価指標はアウトカム・アウトプットを中心とし、設定したアウトカム・アウトプットを達成するために必要となるプロセス・ストラクチャーについて、個別の保健事業ごとに計画を策定することが重要である。

ウ. 個別の保健事業とデータヘルス計画の関係

- データヘルス計画は保険者の健康課題を解決するための計画であり、個別の保健事業の計画を単純に1つにまとめたものではない。
- データヘルス計画は、保険者の健康課題、計画の目的、目標、目標を達成するための戦略、個別の保健事業、それらの評価に必要な評価項目と目標値等を体系的に統合したものである。

(6)個別の保健事業及び個別の保健事業の評価に基づくデータヘルス計画(保健事業全体)の評価・見直し

ア. 個別の保健事業の評価・見直し

- 個別の保健事業の評価は年度ごとに行うことを基本として、計画策定時に設定した保健事業ごとの評価指標に基づき、事業の効果や目標の達成状況を確認する。
- 目標の達成状況が想定に達していない場合は、ストラクチャーやプロセスが適切であったか等を確認の上、目標を達成できなかった原因や事業の必要性等を検討して、次年度の保健事業の実施やデータヘルス計画の見直しに反映させる。

イ. 個別保健事業の評価に基づくデータヘルス計画全体の評価・見直し

① 評価の時期

- 設定した評価指標に基づき、計画の最終年度のみならず、年度ごと、中間時点等計画期間の途中で進捗確認・中間評価を行うことを計画に記載する。
- また、計画の最終年度においては、その次の期の計画の策定を円滑に行うため、当該最終年度の上半期に仮評価を行うことなどについても考慮する。

② 評価方法・体制

- 計画は、中長期的な計画運営を行うものであることを踏まえ、短期では評価が難しいアウトカム(成果)指標を中心とした評価指標による評価を行う。
- 評価に当たっては、市町村国保における保健事業の評価を広域連合と連携して行うなど、必要に応じ他の保険者等との連携・協力体制を整備することも重要である。

国民健康保険保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引き

(7) 計画の公表・周知

- ・ 計画は、被保険者や保健医療関係者等が容易に知り得るべきものとするのが重要であり、このため、国指針において、公表するものとされている。具体的には、ホームページや広報誌を通じた周知のほか、都道府県、国保連、保健医療関係者経由で医療機関等に周知し、配布する。
- ・ これらの公表・配布に当たっては、被保険者、保健医療関係者の理解を促進するため、計画の要旨等をまとめた簡易版を策定する等の工夫が必要である。

(8) 個人情報の取扱い

- ・ 保険者においては、個人情報の保護に関する各種法令・ガイドラインに基づき、庁内等での利用、外部委託事業者への業務委託等の各場面で、その保有する個人情報の適切な取扱いが確保されるよう措置を講じる。
- ・ 特に、保険者が計画の策定支援業務を外部事業者へ委託し、分析等の委託業務の遂行のために健診結果やレセプトデータ等を当該事業者へ渡す場合には、個人データの盗難・紛失等を防ぐための組織的、人的、物理的、技術的な安全管理措置及び外的環境の把握等に留意して委託仕様等を作成するとともに、委託先において当該個人データの安全管理措置等が適切に講じられるよう、保険者が必要かつ適切な管理、監督をするなど、個人情報の管理について、万全の対策を講じる。

(9) 地域包括ケアに係る取組及びその他の留意事項

ア. 地域包括ケアに係る取組

- ・ 市町村国保や広域連合では、介護保険サービスを利用する被保険者が相対的に多いという保険者特性を踏まえ、地域包括ケアに係る分析や課題抽出、保健事業等について、可能な限り記載する。

イ. その他の留意事項

- ・ 他の項目に該当しない事項について、保険者の特性や現状等を踏まえ、必要に応じて記載する。

4-2. 計画に記載すべき事項(国保組合)

- ・ 基本的には、市町村国保の計画策定の考え方と同様、①現状の整理、②健康・医療情報等の分析、③分析結果に基づく健康課題の抽出、④計画の目的、目標、戦略の設定、⑤個別の保健事業の決定、実施⑥個別の保健事業と計画の評価、の流れで進めるが、以下の点に留意する。
- ・ 国保組合は、母体団体の業種・業態、加入者の構成は様々で、健康課題も異なるので、それらの実態を把握し、国保組合の持つ強みや特性を踏まえた計画の策定等を進める。
- ・ 業態により被保険者の労働環境や生活環境が異なることを踏まえて健康・医療情報のデータ分析を行い、被保険者の実態にあった健康課題を抽出し、保健事業を展開する。
- ・ 計画の策定等の一連の流れにおいて、国保組合は、都道府県のほか、国保連や国保連に設置される支援・評価委員会、保健医療関係者、保険者協議会、健康保険組合等の他の医療保険者、地域の医療機関や大学等の社会資源等と連携、協力する。

5. 国からの支援等

(1) 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業

- ・ 国保連・国保中央会の保健事業として、平成26年度より、国保・後期高齢者ヘルスサポート事業が開始され、国保連に支援・評価委員会を、国保中央会に国保・後期高齢者ヘルスサポート事業運営委員会を設置し、国保保険者及び広域連合等を支援している。

(2) 保険者努力支援制度等

- ・ 国民健康保険の保険者努力支援制度は、保険者における医療費適正化に向けた取組等に対する支援を行うため、保険者の取組状況に応じて交付金を交付する制度として、平成30年度より本格実施(取組評価分)し、令和2年度からは、予防・健康づくり事業の「事業費」として交付する部分を創設(従来の国保ヘルスアップ事業を統合)し、「事業費」に連動して配分する部分と併せて交付することにより、保険者における予防・健康づくり事業の取組を後押ししている(事業費分・事業費連動分)。

共通の評価指標について

共通の評価指標の考え方

- 共通の評価指標の設定は、データヘルス計画の標準化の要である。
- 指標の設定により、域内保険者の健康状況を経年的に観察することができ、保健事業の進捗状況を確認することができる。
- 域内のすべての保険者が設定することにより、他保険者との客観的な比較が可能になり、域内での自保険者の位置付けを確認することができる。

共通の評価指標の設定

1 すべての都道府県で設定することが望ましい指標

- 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針や、医療費適正化に関する施策についての基本的な方針で示されているものについては、すべての都道府県で設定することが望ましい。

2 地域の実情に応じて都道府県が設定する指標

- すべての都道府県で設定することが望ましい指標について、例えば、前期高齢期、壮年期・中年期、青年期等の年齢層別に指標を設定する。
- 都道府県の健康課題や高齢者の特性に応じた評価指標を設定する。
- 地域の実情に応じて指標を設定する場合は、保健事業支援・評価委員会等の第三者に意見を求めることが望ましい。

保険者との考え方の共有

- 共通指標の設定は、保険者の理解と協力が必要であるので、都道府県は共通指標設定の意義や必要性を理解した上で、保険者に説明する。
- 都道府県の健康課題や健康づくり施策の方向性を踏まえて、保険者と相談して設定する。
- 健康増進計画等他計画やKDBで定常的に把握できるもの等、保険者に過度な負担がかからない指標が望ましい。

留意事項

- 全被保険者の指標の他に、例えば、65歳未満の者と65歳以上の者などのように、年齢層別に指標を設定することも検討する。
- 指標の設定にあたっては、事前に把握方法を検討しておく。把握に過度な費用や労力がかかるものは指標として望ましくない。
- 健康寿命や医療費適正化の進展具合等の長期的なアウトカム指標は、経年的にモニタリングできるようにしておく。

すべての都道府県で設定することが望ましい指標（例）

指標（例）	分母	分子	考え方（指標の必要性）
①特定健康診査実施率	特定健康診査対象者数	特定健康診査受診者数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査の対象者が実際に受診したかを測るアウトプット指標 ・ 実施率が低い場合、特定健康診査で早期発見が可能であったはずのメタボリックシンドローム該当者等を発見できず、特定健康診査の効果が下がる
②特定保健指導実施率	特定保健指導対象者数	特定保健指導終了者数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導の対象者が実際に保健指導を受け終了したかを測るアウトプット指標 ・ 実施率が低い場合、メタボリックシンドローム該当者等に適切な保健指導ができず、特定保健指導の効果が下がる
③特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	昨年度の特定保健指導の利用者数	分母のうち、今年度は特定保健指導の対象者ではなくなった者の数（※）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導による効果を評価するアウトカム指標 ・ 特定保健指導の実施体制や保健指導の技術的な面等が適切だったかを検討する際に活用する
④HbA1c 8.0%以上の者の割合	特定健康診査受診者のうち、HbA1cの検査結果がある者の数	HbA1c 8.0%以上の者の数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 血糖コントロール不良者数の状況を測るアウトカム指標 ・ 糖尿病重症化予防の取組が適切だったかを検討する際に活用する

①～③は、法定報告の数値を用いて算出することを基本とする。 ※詳細は、法定報告に関する通知を参照して集計を行う。

④は、国保データベース（KDB）システムを用いて算出することを基本とする。この場合、該当年度（4月1日～3月31日）の集計値、KDBシステムであると翌年度の11月処理時点以降の値を参照する。それ以前における値を暫定値として用いても良い。

地域の実情に応じて都道府県が設定する指標（例）

指標（例）	分母	分子	考え方（指標の必要性）
特定健康診査・特定保健指導実施率、特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率、HbA1c 8.0%以上の者の割合の年齢階層別指標	各年齢層の分母該当者数	各年齢層の分子該当者数	例えば、40歳～64歳、65歳～74歳などの年齢層別に各指標の状況进行评估する
高血糖者の割合	特定健康診査受診者のうち、HbA1cの検査結果がある者の数	HbA1c 6.5%以上の者の数	糖尿病が強く疑われる者の数の状況进行评估する
HbA1c 6.5%以上の者のうち、糖尿病のレセプトがない者の割合	HbA1c 6.5%以上の者の数	HbA1c 6.5%以上の者のうち、糖尿病のレセプトがない者（※）の数	糖尿病が疑われるが治療を受けていない者の数进行评估する
血圧が保健指導判定値以上の者の割合	特定健康診査受診者のうち、血圧の検査結果がある者の数	①、②のいずれかを満たす者の数 ①収縮期血圧 \geq 130mmHg②拡張期血圧 \geq 85mmHg	血圧が保健指導判定値以上の者の数进行评估する
運動習慣のある者の割合	特定健康診査受診者のうち、当該回答がある者の数	標準的な質問票10で「①はい」と回答した者の数	運動習慣のある者の数进行评估する
前期高齢者のうち、BMIが20kg/m ² 以下の者の割合	前期高齢者の特定健康診査受診者のうち、当該データがある者の数	BMIが20kg/m ² 以下の者の数	前期高齢者のうち、低栄養傾向の者の数进行评估する
50歳以上74歳以下における咀嚼良好者の割合	50歳以上74歳以下の特定健康診査受診者のうち、当該回答がある者の数	標準的な質問票13で「①何でもかんで食べることができる」と回答した者の数	咀嚼良好者数进行评估する。必要により、50歳～64歳、65歳～74歳などの年齢層別に評価する

（※）レセプトにおけるICD10コードが、E11（2型糖尿病）、E12（栄養不良関連糖尿病）、E13（その他の明示された糖尿病）、E14（詳細不明の糖尿病）に該当しない者、かつ、「服薬歴_血糖」に該当しない者で抽出。

【参考】国民健康保険制度における保健事業について

保険者における予防・健康づくりの取組やデータヘルスの取組が円滑に進むよう支援するために、厚生労働省保険局国民健康保険課では、[データヘルス計画策定の手引きや保健事業に係る各種実態調査等の結果、保険者における保健事業の取組事例などの参考となる資料を掲載](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryohoken/hokenjigyou/index_00011.html)しています。ぜひご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryohoken/hokenjigyou/index_00011.html



データヘルス計画

- データヘルス計画策定の手引き
- PDCAサイクルに沿った保健事業等の取組事例の調査分析事業
- データヘルス計画に基づく保健事業の実態調査等事業 など

糖尿病性腎症重症化予防プログラム

- 重症化予防（国保・後期広域）ワーキンググループ
- 糖尿病性腎症重症化予防プログラムの改定について
- 糖尿病性腎症重症化予防の推進に向けた広報事業
- 糖尿病性腎症重症化予防プログラムの効果検証事業 など

保健事業の取組事例

- 国保ヘルスアップ（支援）事業先進的モデル事業
- PDCAサイクルに沿った保健事業等の取組事例の調査分析事業
- データヘルス計画に基づく保健事業の実態調査等事業 取組事例
- 国民健康保険における予防・健康づくりに関する調査分析事業 取組事例 など